

意志実現しきん いしずえ

アフターコロナにおける子どもを対象にした交流イベント実施助成

2023年募集要項



公益財団法人 かわさき市民しきん

〒211-0044 川崎市中原区新城 5-2-13 プリマ SK 武蔵新城 1F
TEL : 044-873-4586 Mail : info@shimin-shikin.jp
HP: <http://shimin-shikin.jp> facebook: <https://www.facebook.com/k.shimin.shikin>

1. 目的および概要

[意志実現しきん いしずえ]は、地域の課題解決や活性化を目的とした“しきん”を当財団がお預かりして、その目的のために活動するNPOなどの市民活動団体へ助成するプログラムです。寄付者の思いを形にして残すことを目的にしています。

今回の助成プログラム「いしずえ アフターコロナにおける子どもを対象にした交流イベント実施助成」は、川崎市幸区に本社がある(株)イグアスさまから当財団にご寄付をいただいたことから立ち上げたものです。

コロナ禍の三年間多くの子ども向けイベントが中止を余儀なくされ、コロナ禍前から指摘されていた家庭の経済状況に起因する「体験の格差」がより一層深刻化したとの指摘があります。イベント開催を通じて子供たちの豊かな成長を支えていた市民活動団体もその活動を休止せざるを得ず停滞を余儀なくされていました。

新型コロナ感染症の5類移行を受けて各地でイベントの再開が始まっていますが、身近な地域でイベントを開催していた市民活動団体は、コロナ禍で活動できなかったことにより資金やマンパワーなどの課題をかかえることになりました。

(株)イグアスさまの「貧しい方や困っている方々の支援に役立てたい」との思いを大切にするため、このような状況を少しでも改善するための子どもを対象にした交流イベントの実施に対して支援をしようとするものです。

2. 応募できる団体

応募団体の法人格の有無は問いませんが、次の要件をすべて満たしていることとします。

また、複数の団体が共同で実施することも可能です。

- (1) 川崎市またはその周辺を中心に、活動する市民活動団体。(活動歴がない団体も応募可)。
- (2) 「定款」「決算書」「報告書やパンフレット等の活動内容が分かる書類」等の提出(コピー可)により、事業の概要及び財務状況が確認できる団体であること。
- (3) 特定の宗教・政治党派の宣伝・勧誘などを主たる目的としていない非営利の団体で、暴力団等の反社会的な団体ではないこと。

3. 応募できる事業

前項2の「応募できる団体」が行う、地域の繋がりの中で子どもたち(18歳未満)が楽しく豊かに交流し、貴重な体験の機会が実現することで子どもたち(18歳未満)の健やかな成長に寄与することを目的とする交流イベントの実施事業であって、川崎市内在が実施場所である事業を対象とします。また1団体1事業の応募に限ります。ただし、次の各号に掲げる事業は応募することができません。

- (1) 営利目的又は特定の個人・団体のみが利益を受けることを目的とした事業
- (2) 特定の宗教や特定の政治党派・公職者(候補者を含む)の宣伝・支持・勧誘を主たる目的とした事業
- (3) 個人の趣味や実益を目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する事業

対象となる事業は、2023年11月1日から2024年3月31日までの期間に実施するイベントとします。

4. 希望する助成金額

助成金の総額は70万円で、希望する助成金額の上限は1事業10万円とし、イベントの実施に助成します。事業にかかる費用の100%を申請可能です。

助成金の使途は申請いただいたイベントの実施に関わるもので以下の項目に該当する経費とします。

- (1) 人件費：事業実施に係る活動スタッフ等の人件費（イベント実施に直接係る経費についてのみ対象とする）
- (2) 報償費：外部講師や指導者などに、活動への協力や会議の出席に対するお礼として支払う謝礼金など
- (3) 旅費・交通費：活動スタッフや外部の講師、指導者、事業補助者などが活動場所や会議開催場所へ移動することに要する交通費など
- (4) 消耗品費：活動資料、報告書などを作成するための印刷用紙代、事務用品費、材料費、書籍購入費など、提案事業のみに使用し、かつ使い切る消耗品に要する経費
- (5) 会議費：外部の講師などとの会議において提供する簡素な茶菓子等に要する経費
- (6) 印刷・資料費：募集案内、ポスター、プログラム、活動資料、報告書などを作成するためのコピー代、印刷代、参加者に配布する冊子などの印刷及び製本に要する経費など（有償で配布する印刷物の作成経費は含まない）
- (7) 通信運搬費：活動資料、報告書などの郵送に必要な切手代や宅配料金、電話料金やFAX料金、活動場所まで資材等を配送する場合に必要な運搬費など
- (8) 保険料：事業等の実施に伴い加入する傷害保険や賠償責任保険の保険料など
- (9) 賃借料：会議やワークショップなどのための会議室使用料や、事業実施のための会場借上料など
- (10) 物品費：事業に必要な物品の購入費など。
- (11) その他、提案事業に必要な経費

5. 選考の方法

当財団が設置する「選考委員会」を開催し、対象事業を選考します。

選考委員会の前に書類審査を行い、質問など、応募団体に行う場合があります。

※選考基準

- ・事業の内容が「地域の繋がりの中で子どもたちが楽しく豊かに交流し、貴重な体験の機会が実現することで子どもたちの健やかな成長を実現する」有効なイベントになっているか。
- ・イベントの内容が確実に実施される体制、資金計画及びスケジュールが組まれているか。

6. 応募時の提出書類

- (1) 所定の応募用紙(当財団 HP よりダウンロード可)
- (2) 応募団体の定款または会則など
- (3) 直前期の収支報告および事業報告(書式自由)
- (4) 団体のリーフレットや事業内容が分かる資料など、あれば添付可

※複数の団体が共同で実施する場合や活動実績がない団体などは、提出書類についてご相談ください。

7. 受付期間・提出方法

受付期間：2023年9月11日(月)～10月10日(火) ※当日消印有効

提出方法：上記の提出書類を下記まで郵送、またはメールに添付して送信してください。

郵送またはメール送信したことを電話またはメール（添付したメールとは別に）でご連絡ください。

※メールで提出書類を送信したい方は、データをPDFにしてから添付してください。

〒211-0044 川崎市中原区新城 5-2-13 プリマSK 武蔵新城 1F
公益財団法人 かわさき市民しきん いしずえ担当

Mail: info@shimin-shikin.jp (件名に「いしずえ 応募書類」と明記してください)

8. 助成の決定と助成金の振込について

助成対象団体の決定は10月末までにご連絡します。対象団体への助成金は11月初めに振り込みます。

9. 事業の実施団体に行っていただくこと

- (1) 選定された団体の事業実施終了後の交流会への参加
- (2) 当財団への中間報告及び必要な情報提供 (必須)
- (3) 事業実施報告書の提出 (必須)

事業実施終了後2ヶ月以内に実施報告書を当財団までご提出ください (様式は選定後送付)

10. 事業実施団体への当財団の支援について

事業実施団体において、円滑な事業の実施のために当財団の支援が必要な場合は申し出ていただくことができます。

必ず十分な支援が実現するかどうかは内容によりますが、誠実に対応させていただきます。

※事業実施に関しては、対象団体と当財団との間で覚書を交わします。

問い合わせ先 : TEL 044-873-4586 PHS 070-6422-0033 Mail: info@shimin-shikin.jp

担当者 廣岡・木村